

令和 7 年度湯之谷地域文化祭開催要項

- 1 趣 旨 美や安らぎを求めて、あるいは趣味として創作した作品を気軽に発表して
いただくとともに、広く市民の方々から鑑賞いただき、文化の振興と関心を
深めていただく機会とする。
- 2 主 催 魚沼市教育委員会／魚沼市中央公民館
- 3 主 管 湯之谷地域文化祭実行委員会
- 4 後 援 魚沼市文化協会／魚沼市生涯学習連絡協議会
新潟日報社／越南タイムズ
- 5 期 間 令和 7 年 10 月 25 日(土)～10 月 26 日(日) 9 時～17 時
(最終日は 15 時で終了)
- 6 会 場 魚沼市地域振興センター（コンベンションホール）
- 7 部 門 絵画・書道・写真・陶芸・工芸・生け花・手芸・短歌・俳句・お茶席など
- 8 出 品 数 各部門一人 3 点以内
- 9 出品申込 出品者は、原則として魚沼市民とする。

**10 月 3 日(金)までに生涯学習課または湯之谷会館（旧湯之谷庁舎）に
ある申込用紙に記入し、生涯学習課または湯之谷会館に提出する。
（湯之谷会館の受付時間は月～金の 8：30～17：00 となっております）**

- 10 作品搬入 10 月 23 日(木)15 時～19 時 または 24 日(金) 9 時～12 時
受付場所：展示会場（実行委員が受け付けています。）

- 11 設営/展示 **10 月 24 日(金)9 時～設営、13 時～15 時まで展示です。
出品者はご協力ください。**

- 12 出品規格
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 絵画、写真については額装又はパネル表装とする。・ 絵画・書道等の額装におけるガラスは禁止します。・ 書道は枠張り表装及び本表装又は仮巻表装として釈文を付ける。・ 俳句、短歌等については、短冊又は色紙等にしたものとする。・ 作品の裏面、箱・包装・風呂敷等に「題名・住所・氏名」を記載する。・ 作品は必要に応じて「吊り金具・ひも」をつける。 |
|---|

- 13 作品搬出 10 月 26 日(日)15 時 30 分～16 時 30 分の間に作品を必ず搬出してください。

- 14 そ の 他 作品の取扱いについては、十分注意しますが万一汚損、破損した場合は、
主催者は責任を負いませんのでご容赦ください。

- 15 問い合わせ 魚沼市教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育係（本庁舎 3 階）

TEL 793-7480 FAX 792-1261